

いわで・きのかわファミリー・サポート・センター

「そらまめサポート」会則

(名称)

第1条 本会は、いわで・きのかわファミリー・サポート・センター「そらまめサポート」(以下「そらまめサポート」という)という。

(事務所)

第2条 そらまめサポートは、本部を和歌山県紀の川市貴志川町神戸 327-1 旧貴志川分庁舎3階 に置く。

(目的)

第3条 そらまめサポートは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 そらまめサポートは、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関等による情報交換、連携を図るための連絡調整会議の開催
- (6) 定期的な広報誌を発行する等広報業務

(会員)

第5条 1 会員は、そらまめサポートの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者、又は育児の援助を受けたい者であって、そらまめサポートの承認を得た者とする。

2 会員は相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密をもらしてはならない。

(入会)

- 第6条 1 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、そらまめサポートの承認を受けなければならない。
- 2 スタッフ会員は、入会に際して、そらまめサポートの実施する講習を受講しなければならない。(対象年齢は原則として20歳以上とする)
- 3 そらまめサポートは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

(退会)

- 第7条 1 会員が退会しようとするときは、その旨をそらまめサポートに届け出なければならない。
- 2 会員は、退会に際して、第6条により発行された会員証を返還するものとする。
- 3 会員は退会に際し、別途定める個人情報保護の管理内容に従い、援助活動により知り得た会員情報の書面(連絡先用紙、連絡先など)を返還するものとする。また、携帯等のデータ消去もセンターの確認に基づき行うものとする。
- 4 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとそらまめサポートが認めたときは、退会させることができるものとする。
- 5 退会後についても、相互援助により知り得た他人の家庭の事情等は、他にもらしてはならない。

(アドバイザー)

- 第8条 1 そらまめサポートにアドバイザーを置く。
- 2 アドバイザーは、次の業務を行う。
- (1) そらまめサポートの事業内容の周知、啓発
 - (2) 会員の募集、登録
 - (3) 会員の統括
 - (4) 会員の相互援助の調整
 - (5) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
 - (6) 会員間のトラブルへの助言
 - (7) そらまめサポートの経理事務等の業務運営
 - (8) 会員に対する広報紙の発行
 - (9) 他のセンター、関係機関との連絡調整

(相互援助活動の内容)

- 第9条 1 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的な又は臨時的なものとする。
- (1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
 - (2) 保育施設までの送迎
 - (3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
 - (4) 学校の放課後の子どもの預かり
 - (5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (6) 買い物等外出の際の子どもの預かり
 - (7) 病児・病後児の預かり
 - (8) 宿泊を伴う子どもの預かり
 - (9) 早朝・夜間等の緊急時の預かり
 - (10) (7)(8)(9)に伴う保育施設、自宅、病児、病後児保育施設等の間の送迎
 - (11) その他会員の育児に関して必要な援助
- 2 子どもを預かる場合は、原則として援助の提供者の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りでない。

(相互援助活動の実施方法)

- 第10条 1 利用会員は、援助を必要とする場合、「そらまめサポート」事務所に連絡、あるいは事前打合せを済ませたスタッフ会員に直接連絡し、援助依頼するものとする。
- 2 利用会員が、「そらまめサポート」事務所に援助依頼をおこなった場合、アドバイザーは援助の内容、日時等を詳細に確認の上、適切なスタッフ会員に連絡する。
 - 3 利用会員が、事前打合せを済ませたスタッフ会員に直接援助依頼をおこなった場合、スタッフ会員は援助の内容、日時等を詳細に確認し、依頼を受ける。
 - 4 依頼者は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
 - 5 病児・病後児の預かりについては、預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診しなければならない。
(診療情報提供書・診療結果報告書参照)

(報酬)

- 第11条 依頼者は、提供者に対し、援助終了後別に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

(保険)

第12条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(施行期日)

第13条 本会則は、令和3年11月1日から施行する。